

平成19年1月10日  
内閣府（防災担当）

## 「火山情報等に対応した火山防災対策検討会」（第2回） 議事概要について

### 1. 検討会の概要

日時：平成19年1月10日（水）13:30～15:30  
場所：グランドアーク半蔵門 3階 「光」の間  
出席者：田中座長、藤井座長代理、青野、新谷、荒牧、池辺、池谷、石川、石原、岩田、香取、田鍋、山崎の各学識委員、  
内閣府増田政策統括官、丸山官房審議官、上田参事官、西川参事官、上杉参事官、池内参事官、気象庁横田地震火山部火山課長 他

### 2. 議事概要

新しい火山活動度レベルおよびガイドライン骨子案について事務局より説明を行い各委員にご議論いただいた。委員からの主な意見等は以下のとおり。

#### （主な意見）

火山活動の状況に対応し、必要な防災対応をイメージできるよう、火山活動度レベルの表現や区分を変更することについては了承。

火山活動の危険性とそれに対応する行動について、よりわかりやすくする表現の検討が必要。例えば「避難段階」「準備段階」「注意段階」などの表現を用いることについてはどうか。噴火の様態によっては、地上と航空機への危険性が異なる。航空機向けの情報を適切に提供することが重要。

想定される防災対応については、住民や登山客・観光客等だけでなく、対策本部設置などの地方公共団体の行動、観測体制の強化など気象庁の対応についても整理しておくことが重要。火山防災対策を実効あるものにするには、防災対応に基づく火山活動度レベルへの変更のみでなく、現地における市町村や関係機関が連携した協議会や合同対策本部などの体制づくりを行い、事前にハザードマップや防災マップを作成することが必要。

具体的にどこが危ないのかなど危険性を適切に評価するには、火山情報や火山の状況を理解し、地元の事情に詳しい地方气象台や火山専門家等から構成される評価体制を火山毎につくる必要がある。

現地の協議会には、関係行政機関等として、都道府県、地方整備局担当事務所、地方气象台に加え、消防庁、防衛省、林野庁、環境省、観光団体、医療団体等の地方機関の参加が必要である。今後ガイドラインを作成するにあたっては、これら関係する機関や団体を、具体的に記述することが重要。

火山情報や避難指示等が発表されたときに、住民がきちんとそれを理解し行動するためには、平常時からの教育が重要で、地域の文化づくりとして、普段の生活の中で火山情報や避難指示等防災対応の意味するところ及び火山の状況などを理解するための地域レベルでの取り組みが必要。

#### <連絡・問い合わせ先>

内閣府 地震・火山対策担当参事官	池内 幸司
同企画官	三浦 知雄
同参事官補佐	中村 浩二

TEL：03-3501-5693（直通） FAX：03-3501-5199